

**Q275. 36 協定を締結して労基署に届け出ていない場合にも、使用者は残業代（割増賃金）を支払う義務がありますか。**

36 協定を締結して労基署に届け出ていない場合にも、使用者は残業代（割増賃金）を支払う義務があります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎